

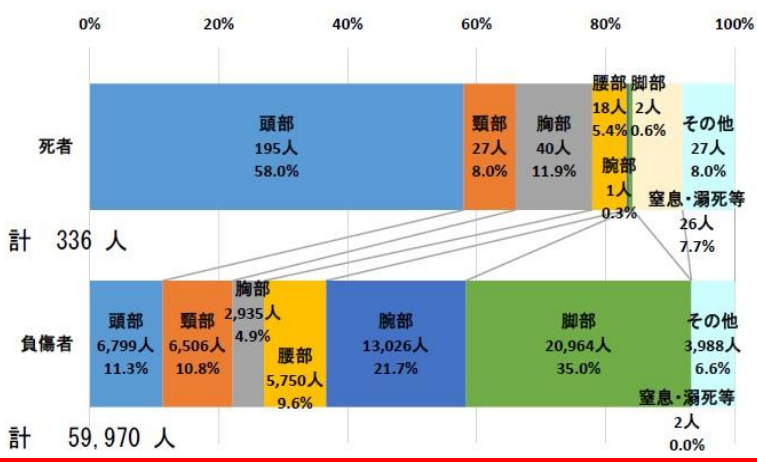
自転車も

ヘルメットをかぶろう

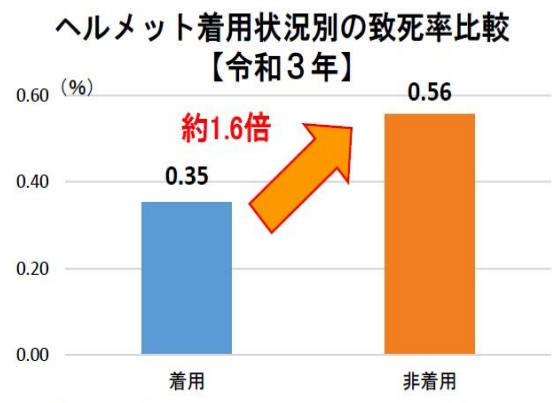


令和4年10月1日から
熊本市では条例によりヘルメット着用が努力義務となります。

ヘルメット非着用の自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位別比較【令和3年】



令和3年中の全国における交通事故の発生状況



(注)・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

死者の損傷部位の約6割が頭部に集中

頭部を守るために、

- ・ 確実なヘルメットの装着
- ・ あごひもをしっかりと締める



熊本県警察